



# 労働安全衛生規則（足場等関係）が改正されました

建設業等において、高所からの墜落・転落による労働災害が多発していることから、今般、足場等からの墜落防止等の対策の強化を図るため、労働安全衛生規則の一部が改正され平成 21 年 6 月 1 日から施行されました。主な改正点は次のとおりです。

## I 足場からの墜落防止措置等の充実

### ★墜落防止措置

※わく組足場の場合

交さ筋かい下部のすき間からの墜落を防止するため、「交さ筋かい」に加え「高さ 15 センチメートル以上 40 センチメートル以下の位置への下さん」か「高さ 15 センチメートル以上の幅木の設置」（下さん等）、あるいは「手すりわく」

※わく組足場以外の足場の場合（一側足場を除く）

手すりの下部からの墜落を防止するため、「高さ 85 センチメートル以上の手すり等」に加え「中さん等」

### ★物体の落下防止措置

物体の落下防止措置として「高さ 10 センチメートル以上の幅木」、「メッシュシート」又は「防網」（同等の措置を含む。）の設置

## II 足場の安全点検等の充実

★ 足場の点検について次の措置が新たに必要です。

1 その日の作業開始前の「手すり等の取りはずしや脱落の有無の点検」の実施

2 悪天候や足場の組み立て・一部解体若しくは変更の後の同様の点検の実施

2 の点検を行ったときは、点検結果等を記録し、足場を使用する作業を行う仕事を終了するまでの間、保存することとされました。

※ 架設通路、作業構台についても、「高さ 85 センチメートル以上の手すり等」に加え「中さん等」の設置の措置が必要となりました。

また、足場と同様、作業開始前、悪天候等の後の点検が義務付けられ、悪天候等の後の点検については結果の記録と保存が必要です。

\* 「中さん等」とは、「高さ 35 センチメートル以上 50 センチメートル以下のさん」又は「これと同等以上の機能を有する設備」のことであり、後者には高さ 35 センチメートル以上の防音パネル、ネットフレーム、金網及び X 字型の 2 本の斜材（労働者の墜落防止に有効なものに限る）があります。

「下さん等」とは、「高さ 15 センチメートル以上 40 センチメートル以下のさん」「高さ 15 センチメートル以上の幅木」「これらと同等以上の機能を有する設備」のことであり、同等以上の機能を有する設備には、高さ 15 センチメートル以上の防音パネル、ネットフレーム及び金網があります。

「手すりわく」とは、高さ 85 センチメートル以上の手すり及び高さ 35 センチメートル以上 50 センチメートル以下のさん又はこれと同等の機能を一体化させたものであって、わく状の丈夫な側面防護部材のことです。

## 改正 石綿障害予防規則の概要

平成 17 年 7 月に石綿障害予防規則が制定され、その後も改正が行われてきましたが、今般、建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の充実のため、石綿障害予防規則の一部が改正され、平成 21 年 4 月 1 日より施行されています。

主な改正点は以下のとおりです。

### (1) 事前調査結果の掲示

建築物の解体等の作業を行う際、実施しなければならない石綿等の使用の有無に関する事前調査の結果等を、労働者が見やすい箇所に掲示することが必要となりました。

### (2) 石綿等の切断等の作業を伴う保温材、耐火被覆材等の除去の作業に係る措置

石綿等の切断等の作業を伴う保温材、耐火被覆材等の除去の作業についても、吹付け石綿の除去の作業と同様に隔離の措置を行うことが必要となりました。

### (3) 負圧除じん措置（集じん・排気装置）の設置等

吹付け石綿の除去等の作業を行うに当たっては、隔離の措置のほか、作業場所の排気に集じん・排気装置を使用すること、作業場所を負圧に保つこと、作業場所の出入口に前室を設置することが必要となりました。

### (4) 電動ファン付きの呼吸用保護具等の使用の義務付け

隔離の措置を講じた作業場所における、吹き付けられた石綿等の除去の作業に労働者を従事させる場合、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクを使用させることが必要となりました。

### (5) 隔離の措置の解除に当たり講ずべき措置

隔離の措置を行ったときは、石綿等の粉じんの飛散を抑制するため、隔離した作業場所内の石綿等の粉じんの処理等を行った後でなければ、隔離を解くことを禁じることにしました。

※ 詳しくは、日立労働基準監督署（0294-22-5187）までお問い合わせください。



# 労働基準法の一部が改正となります

～ 平成 22 年 4 月 1 日から施行 ～

## 1 時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

1 ヶ月に 60 時間を超える時間外労働を行う場合は、割増率 50%以上

○ 1 ヶ月 60 時間を超える時間外労働については、法定割増賃金率が現行の 25%から 50%に引き上げられます。

※割増賃金率の引き上げは、時間外労働が対象です。休日労働（35%）と深夜労働（25%）の割増賃金率は、これまでどおり変更ありません。

○ただし、中小企業については、当分の間、法定割増賃金率の引き上げは猶予されます。

※猶予される中小企業の範囲は、つぎのとおりです。またこれらは事業場単位でなく企業（法人または個人事業主）単位で判断します。

| ①資本金の額または出資の総額 |            | または | ②常時使用する労働者数が |         |
|----------------|------------|-----|--------------|---------|
| 小売業            | 5,000 万円以下 |     | 小売業          | 50 人以下  |
| サービス業          | 5,000 万円以下 |     | サービス業        | 100 人以下 |
| 卸売業            | 1 億円以下     |     | 卸売業          | 100 人以下 |
| 上記以外           | 3 億円以下     |     | 上記以外         | 300 人以下 |

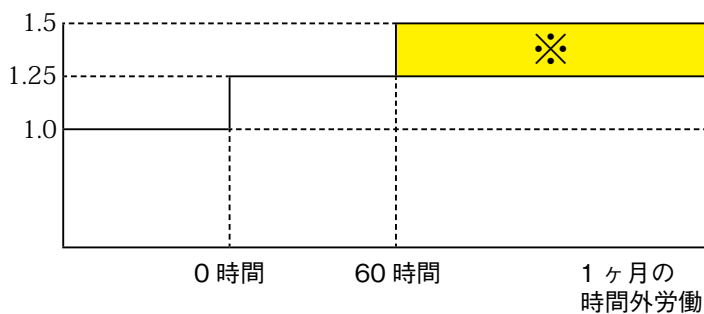
労使協定により割増賃金の支払に代えて代替休暇を取得させることができます

○事業場で労使協定を締結すれば、1 ヶ月に 60 時間を超える時間外労働を行った労働者に対して、改正法による引上げ分（改正後の 50% から現行の 25%を引いた差の 25%分）の割増賃金の支払に代えて、代替休暇を付与することができます。

○労働者がこの代替休暇を取得した場合でも、現行の 25%の割増賃金の支払いは必要です。

○この代替休暇は有給でなくてはなりません。また、労働基準法第 37 条の年次有給休暇とは別の制度となります。

賃金割増率



※の部分について、労使協定により、割増賃金の支払に代えて、代替休暇の付与が可能

この労使協定は事業場において代替休暇の制度を設けることを可能にするものであり、個々の労働者に対して代替休暇の取得を義務づけるものではありません。個々の労働者が実際に代替休暇を取得するか否かは、労働者の意思により決定されます。

## 2 割増賃金引上げなどの努力義務が労使に課せられます

○ 1 ヶ月 45 時間を超える時間外労働を行う場合には、あらかじめ労使で特別条項付きの時間外労働協定を締結する必要がありますが、新たに、

①特別条項付きの労働協定では、1 ヶ月 45 時間を超える時間外労働に対する割増賃金率も定めること

② ①の割増率は法定割増賃金率（25%）を超える率とするように努めること

③ 1 ヶ月 45 時間を超える時間外労働を出来る限り短くするように努めること

が必要となります。

※企業の規模にかかわらず適用されます。

### 3 年次有給休暇を時間単位で取得できるようになります

○現行では、年次有給休暇は 1 日単位で取得することとされていますが、事業場で労使協定を締結すれば、1 年に 5 日を限度として時間単位で取得できるようになります。

※労使協定において、時間を単位として与えることとされる有給休暇 1 日の時間数（1 日の所定労働時間を下回らないものとする）等を定める必要があります。

※企業の規模にかかわらず適用されます。

日立労働基準監督署では、改正労働基準法の内容について、次のとおり説明会を開催いたします。ぜひご参加ください。

日 時：平成 21 年 10 月 9 日（金）午後 1 時 30 分から

場 所：多賀市民会館

参加費：無料

※駐車場をご利用の場合有料となります。また、会場の駐車場には台数に限りがあります。

## 日立労働基準監督署 新任職員紹介 (平成 21 年 4 月 1 日付 人事異動)

次 長

小室 順

第一方面主任監督官から次長に内部異動となりました。日立労働基準監督署の勤務は 4 年目になります。平成 18 年 4 月に日立署に赴任した時と比べますと、死亡災害など重大な災害が減少し、これも皆様のご努力の賜物であると思っております。

企業を取り巻く環境は依然として厳しいものがあると思いますが、よりよい職場環境の実現のため努力してまいりますので、引き続き会員の皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

業務課長

飯村 守

日立監督署では業務課ということで、庶務、会計等の業務となります。皆様方がご利用しやすい監督署づくりに努めていきたいです。出身が県西のため、県の北東部のことは歴史も地理も全くわかりませんので、この機会にぜひ土地柄や歴史等に触れていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

第一方面主任監督官

尾畑 宏忠

茨城労働局総務部企画室から赴任してまいりました。日立労働基準監督署は、平成 7 年以来 14 年ぶりの勤務となります。依然として厳しい経済情勢のなか、日立署管内の状況は以前と比べだいぶ変化しているとの印象です。微力ながら、労働条件の確保、労働災害の防止に努めてまいります。会員皆様のご協力をお願いいたします。

労災課労災保険給付調査官

片根 博昭

茨城労働局労働保険徴収室より赴任してまいりました。

労働保険徴収室では労働保険にかかる決算業務を担当しておりました。

日立署は 3 年ぶりの勤務となりますが、皆様から信頼される監督署を目指し職務に全力を尽くしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

第三方面労働基準監督官

土井 宜昭

水戸労働基準監督署より転任してまいりました。日立監督署において安全衛生業務を担当させていただくこととなりました。大変微力ではございますが、皆様方といっしょに働く人の安全と健康確保に努めていく所存です。よろしくお願いいたします。

労災課厚生労働事務官

青木 英雄

茨城労働局総務部労働保険徴収室より赴任してまいりました。

初めての監督署勤務となり、色々と分からない部分がありますが、微力ながらも皆様のお役に立てよう励んで参りますので、宜しく申し上げます。